

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項
半月報(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43507

米
21
回
（
服
41
7
160
3
3/8
）

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	2
付	/	/	2
戻			

昭和41年8月16日
 発信タイプ 校査

文書課長 公 信 案 (分類)

公 信 第 1086 号 公 信 昭 和 41 年 8 月 16 日

大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 管 北 米 局 長 参 事 官 北 米 課 長 主 任	起 案 昭 和 41 年 8 月 12 日 渡 辺 参 事 官 起 案 者 弄 山 電 話 番 号 671
---	---	---

受 信 者 北 米 武 内 大 使 発 信 者 推 名 大 臣

写 送 付 先 (希 望 発 送 日) 月 日

件 名 沖 縄 南 洋 経 済 要 項 半 月 報 の 送 付 (第 21 回)

GA-2 16 外 務 省 6 回 覧 番 号

北米第1086号

昭和41年8月16日

在米大使殿

外務大臣

沖縄南洋経済要項半月報の送付(第21回)

下記案件に関する半月報が21回分(昭和41年7月16日~31日)別添のとおり送付する。

記

1. 安井・エーソン会談
2. 武内大使の沖縄訪問
3. 琉球裁判所判事の任命権を行政主席に移譲
4. 立法院関係 付属添付

GA-4 外務省

第21回沖縄関係重要事項月報

(昭和41年7月16日~31日)

1. 安井長官、エマソン公使会談

安井総務長官は21日、在日米大使館エマソン公使と会見し、裁判移送問題に關し米側の善処方を要望した。

同長官は会談後「いつどの様な形で解決するのかわつては、いま高等弁務官の努力中であり、何と云はなかつた。要望のメモを手帳に^か米側は、2人この問題を復帰運動の道具に利用されるのは困ると考へておるようだ。一歩後退すれば、更に復帰運動が広がる^かと困ると見ている」と記者団に語つた。与報道されている。

琉球大学選挙部

2. 武内大使の沖縄訪問

第5回日米合同委員会に出席のため一時帰朝中の武内駐米大使は7月25日、沖縄を訪問し、米琉首脳との懇談、現地視察を行い、27日帰京された。

26日衆議院本会議では、武内大使の沖縄訪問に關する質問で、川崎寛治議員(社)は武内大使の沖縄訪問の報道を引用して、裁判権問題を駐米大使にワシントン政府と交渉させるべきではないかと質問した。武内大使は、佐藤総理は折角の帰朝の機会に、同大使が2人の被疑者について十分理解を持って帰任することを希望していると考へておる、御指摘のいふおつたように、東京は東京でワシントンにワシントンでその交渉が移りて、実情を調査して^りと答へられた。

3. 琉球裁判所判事の任命権を行政主席に移譲

ワトソン高等弁務官は30日、現行の米民政府布告

に代る民選立法が制定されるのは琉球政府主席による金利争の任命制を認め、布告を改廃する旨発表
した。

同外務省は声明の中で、現行布告第12号及び第13号の規定に代る民選法の制定に必要な諸準備を切らさうと政府主席が外務省に指示したことを歓迎し、この立法の制定に伴い、自らは政府主席の要請に応じてこれらの布告の関連部分を除く修正あり、と述べた。

今回声明はまた琉球政府より提出(前号参照)に対する回答と成った訳であり、理地では、裁判権移送命の撤回や、被選挙権は奪取規定の改廃について触れていないと、今後には残された問題も多いとの態度をとっている。



4. 立法陰謀

6月下旬以来、審議が停滞していた立法院は7月1日の会期を3日間延長した。(又最終日更に1日延長し7月31日閉会した)

(1) 今次会期の延長と成った所得税法改正案を

中心とする7税法改正案は19日の本会議で不決

し、29日政府主席の署名を得て成立、約720万

トウの所得税の減税が7月1日に遡り実施され

るようになった。(この減税に伴い、補充財源

捻出のため間接税改正で、石油、タバコ等が

値上げされた)

本所得税法改正については、政府が立法

勧告を切らさうと、半側との事前調整が付かず

結局、半側の了解を得ないまま、主席の決断で

自主勧告したため、民政府は琉球政府に対する

遺憾の意を表明し、経緯が注目された。
 同案は19日の本会議で採択し、20日、民
 政府に送付し、29日半瑞合同審査委員
 リーディング委員長(民政府政務局長)に承認
 旨の回答があった。
 半側は従来、本改正による減税の
 上院に審議中のフランス改正案に影響を
 与える懸念があった。
 (2)1967年度予算案は26日不決、30日公布し、
 立法院での修正による増加分約100万トンに
 加え、新予算は8,827万7,500トンであり、前年
 に比べ34%増である。
 支出には半援助1,426万5千トンと、日本
 援助1,342万トンが盛り込まれており、支出の内訳
 は教育文化関係が36%で最も多し、社会保

障16.5%、地方行政費13.1%の削減が
 続いている。

和
D

沖縄関係問題の動静(7月下旬)

41.8.5
世平様へ

1. 安井・エマソン会談の概要

7月21日行はれた本会談の際提出された安井長官の発言に
南相トーマス・ハーパーは、27日ハーパー参事官より中島参事官

に連絡あり。2の中で特に2項目6行目~12行目の表現は裁判
権移進問題を直ちに施政権返還問題に結びつけたこと

書きたるが、これでは当面の具体的な問題の解決を難しく
するおそれがある。7月21日に日本政府の方針変更の意味と復讐

の事柄が、2の案、日本政府の真意を著す翻訳を授
討する依頼あり。

よって、28日安井局長よりエマソン公使に対し、外務省
訳を平交した。

2. 武内大使の訪沖

武内大使は予定通り25日(土)から3日(月)訪沖した。外
相の高橋参事官は台覧に講演された(25~27日)のなか

不死であり、又松岡主席は陸軍神皇廟の長に休養中
ありたため、その代理としてワシントン参事官、小波威

副主席と義礼参事官に、この両者及び日本政府、琉
球政府主席と1枚4冊(35冊は世平様へ)を送

り合わせ、懇談の機会があった。

このほか、25日午後には菊部参事官(参事官)神代

参事官、榎村の参事官、26日午前には市川参事官(陶漆器
工場、琉球大学見学)、午後には嘉手苺基地

を見学(ロビンソン司令官参事官)、琉球陸軍司令部参事官
(ケント副司令官参事官及びフリーマン)に引き続き、陸

軍ハルワグラー参事官(参事官)と懇談した。参事官
参事官

同大使は今回の訪沖目的は純然として現地の事情の把握に限らざる態度、終始その心が半端な態度

の態度中、特に書記官の事項以下の通り。

(1) 南島空路事業に關し、日本航空社長は、^{将来のため}損得を度外視して、~~是~~ ²⁶ ~~其~~ ^其の意向がある旨、同社長の

伝言として言及された。

(小波蔵副主席は現地某半則は70の航空

を考へていふ様子であり、内部話打とせられた)

なお、本ワシントは半則の報道関係者に依り、⁽²⁶⁾帰京前の記者会見で、同大使は、^其同社長の伝言を伝へたと答へられた。

である日航社長の伝言を伝へたと答へられた。

(2) 26日、本会にて、武内大使の沖繩派遣の取り上げられ、佐藤総理が、同大使に、^其沖繩に理解 ~~其~~ ^其の

26. 又、沖繩問題の解決は、東京は東京で、ワシントはワシントで交渉が積りてあり、そのために武内大使を

沖繩に派遣し、との答弁があった。

本件に關し、^(27日)記者会見で、同大使は、総理発言について詳細を知らぬが、沖繩問題の対米交渉に關して

その訓令は、^{27日}復々である。又、交渉の和入を複雑にしたいため、^{27日}ハバロで取扱はれた旨である。

との答弁された。

3. 昭和41年度日本政府援助に關する覚書に署名 ^{のうち援助金}

7月20日、本大使館より、我方覚書案に対する民政府の回答を転達された。内容的には、地名の誤り方の訂正。

項目番号の修正等、特に問題とせらるる改正箇所は、^其本館に於て、正式覚書を作成、特使局長の署名を取付け

4. 判事の任命権移管

ワトソン高等弁務官は30日、声明を発表「琉球裁判所に関する民主的制憲のための琉球政府主席による全判事の任命制を認め、布告を改廃」と述べた。

これは過去1ヶ月半にわたっている沖縄住民の裁判移管命令撤回要求に関連し、同弁務官の

切った初めての回答で、さらに琉球政府が提出した司法自治拡大要求の一部を条件付きで認め

ていく。

判事任命権に関する関連布告は米民政府

布告中12号及び13号の二つであり、この中で上訴裁判の5判事は高等弁務官が指名し、且任命する。

巡回裁判、治安裁判の判事は高等弁務官の事前の認可

と得て行政主席の任命する。2つにわたる。

今回のワトソン声明に対し、^{沖縄}野党各派

は裁判権移管命令撤回要求(1)への回答と切りかたの、移管命令の5目を与うためのものと

と批判的であり、^{沖縄}政府与党は、一応司法自治の前進であるとして、歓迎している。

同声明によって民主的制憲されると布告中12号(裁判所制)、同13号(琉球政府の設置)

の関連部分の改廃される。その改廃の範囲については、又どういう民主法がつけられるか、今後の

の問題となる。

5. ワトソン高等弁務官の就任2周年記念テレビ放送

7月31日、ワトソン高等弁務官はラジオテレビを通じて、全琉球向けの特別ステートメントを発表した。

その中で、同年務官は就任以来二ヶ月間に於ける
沖縄経済民生向上のほか、裁判移送、復帰問題

主席公選問題などの所信を明らかにした。とくに
裁判移送問題に關し、^{沖縄の司法の事}「琉球政府は布令の

他の法令を解釈し、執行してこの問題の二つの裁判
事件は、二つの布令の效力に対する琉球政府

裁判所の挑戦であり、一つは布令と米軍
行政の基本的権利に対する挑戦である」と強調

した。

これに対し、沖縄指導野党は、民主政治の

全面否定であり、司法自治のため、今後移送
命令撤回要求を続け、^{前途}米軍の責任を叫びたいと

述べた。

6. 森清 総務長官の訪沖計画

8月1日、森総務長官は就任後の記者会見で、^{8月中旬}沖縄
訪問の予定を^{記者}発表し、その後、総務府で作成

した訪沖日程は以下の通り。

まず、~~米軍側~~側には、特選^{長官}と^{副長官}の随員を

派遣する。

8月16日(火) 午前9時 東京発

午後 沖縄 到着

17日(水) 午前 東京

午後 石垣 到着

18日(木) 石垣 出立 宜古魯 視察

夕刻 那覇 帰着

19日(金) 午前 西RIと懇談、午後 基地周辺視察

午後8時5分 東京 到着

7. 来会計年度対沖援助に関する半則提案

USCAR-GRI長期計画によれば、来会計年度(1968)GRI一般会計予算は9.780万ドルであり、

このうち対沖援助予算は6.700万ドルである。この差額3,080万ドルは技術援助費を以て、外部

からの援助として3,730万ドルが必要となる。

これを日米両国援助の経費の2割に定めて分割

すれば、半額1,920万ドル、日米1割1,810万ドルとなる。

以上の概算は7月27日付ガーソン参事官の申出書に添った書簡で言及されたものである。

同書簡で、半則は沖繩に於ける消費者物価指数の異常な高騰に因り、我が方の注意を喚起し、この

傾向を考慮し以上の積算である旨を示唆している。

沖繩主脳降の動き

那覇よりの報道によれば:

1. ワトソン高等参事官は7月31日午後、2週間の休暇を終り、米本土へ向った。帰任は8月15日頃予定。
ガーソン参事官の息子 JOHN B. の結婚式参列。

2. 松岡市政主席は8月10日午前、那覇降のNWで上京。15日日本武道館で打ち明けた全米戦没者慰

霊追悼式に参列する。内閣改造後の内閣僚を厂訪する。

各地事情の詳報は森総務長官に同送し、16日頃帰任の予定。

(各地以上の主脳降の動きに関連し、他の報道では森長官の沖繩訪問を20頃と計っている)

7/16-31

X

琉球大学医学部設置内訳

琉球大学医学部設置内訳は昨春初押込に在り
経理上、琉球に医学部を設置したとの考えと

れ、脚光を浴び、本学及中野院に在りし設置件
供養組合かつその検討を切らせていた。

(医師の絶対数の不足、本土医学部が1部
1部、2部におよぶ医学部設置の内訳は、以下に示す)

卒業生を送り出すべく、10年515名あり、548名
には、琉球の本土医学部設置と、本土類似学

部との医師数に在り、予算を要する設置、運営
費用負担に在り、(在り、24名琉球の申請に

医療行政改善に在り、(在り、24名琉球の申請に
在り、)

よって、琉球政府は之を内訳を潤意するべく、7月24日
から7月26日(内、武見太郎日本医師会長は、)

3名の専任家を確保し、(在り、)

7/16-31

銀切の支払準備金利率の改正

米政府は7月22日 沖縄の銀切の支払準備金利率を改善する命令改正を公布した。

この改正は相互銀切の支払準備率を預金の20% (FRB 30%) に引き下げた。米政府は

この改正は相互銀切の支払準備率を預金の20% (FRB 30%) に引き下げた。米政府は

銀切の支払準備金を引き上げられたことにより、20%の相互銀切は約300万ドル /

金融公社は約750万ドルの返済不能状態を防止に努めた。

この改正は相互銀切の支払準備金は実利息同様の USAR の利息より半分の金利

に預け入れられた。今後の増進の一部の活用は25%に引き上げられた。金融利率の

増進は45%に引き上げられた。